

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月十三日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第二十七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

	府中市
	三級地

を

	府中市	三級地
	三鷹市	四級地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成二十二年七月一日から適用する。